

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第26号

答申番号：令和3年度答申第21号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

還付金1万9,740円（以下「本件還付金」という。）は、居住している市営住宅の令和2年12月分の使用料の減免に伴う過誤納が保護開始後に還付されたものにすぎず、保護開始時における資力には当たらないことから、原処分（生活保護費返還処分）が違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

本件還付金は、請求人が保護開始前に市営住宅の使用料の減免手続を行ったことにより生じたものであり、その資力の発生時点は、令和3年1月25日付けの通知書により還付が決定された同日となることから、請求人は、保護開始時から本件還付金に係る資力を有していたものである。

そして、請求人が保護開始後の同年2月4日に本件還付金を受領し、当該資力を最低生活に充当することが可能となったことから、処分庁は、生活保護法（以下「法」という。）第63条の規定に基づき、当該資力を限度として支給した保護金品の返還を求めたものであり、原処分に違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 本件還付金は令和3年1月25日に発生した請求人の資力であり、保護開始後に請求人の最低生活費に充当できることになったと認められるから、原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和3年11月10日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月17日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。こうした基準によれば、同条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に取りあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。

そこで本件についてみると、本件還付金は令和3年1月25日付けで決定されたものであるところ、同年2月2日に請求人の保護が開始され、同月4日に請求人は本件還付金を受領したことが認められる。そうすると、本件還付金は保護開始前に発生した請求人の資力と判断できるから、本件還付金の全額に相当する保護費を返還額とした原処分は違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子